

第2章 手 続

第1節 市民と指定工事店

1 指定工事店が施工する排水設備工事

本市では条例第8条の規定に基づき、排水設備等の新設等の工事（条例施行**規程**で定める排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない工事は除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）が行うこととしている。

2 完成した排水設備の引渡し

指定工事店は、完成した排水設備等を申請者に引き渡すことにより、請負人としての義務を履行することになる。

また、引渡しに際し指定工事店が申請者に行うべき事項は、次のとおりである。

- (1) 排水設備等の完成図を交付する。
- (2) 排水設備等の使用方法、その他維持管理に必要と思われる次の事項を説明し、又は指導する。
 - ア 常に適切な維持管理ができるように、ます等の上に物を置かないこと。
 - イ 器具の正しい使用方法。
 - ウ トラップます及び阻集器等は、定期的に掃除すること。
 - エ 排水槽の清掃など管理を適切に行うこと。
 - オ 排水設備の機能を著しく妨げるおそれのあるものは流さないこと。
- (3) 工事の保証期間について説明する。
- (4) 管理者から示される条件等の内容を、あらかじめ説明する。
- (5) 故障の際の連絡先について説明する。

3 指定工事店の責務（条例第8条の6）

指定工事店は、下水道に関する法令並びに条例及び条例施行**規程**が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

4 指定工事店の遵守事項（条例施行**規程**第11条）

指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は、適正な**工費**で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、条例第7条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。ただし、構造に影響を及ぼさない工事は、この限りでない。

- (6) 工事は、責任技術者の管理の下においてでなければ設計し、及び施工してはならない。
- (7) 工事の完了後 1 年以内に生じた故障については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修等必要な措置を行わなければならない。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

第2節 工事施工に伴う申請手続等

1 排水設備等の計画の確認

1.1 確認の意義

排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第7条の規定に基づき、あらかじめ市長に申請し確認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。

1.2 確認要件

排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。

- (1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。
- (2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。
- (3) 排水の水質基準に適合すること。
- (4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。

1.3 確認の申請

確認の申請は、「排水設備等新設等計画確認申請書」（条例施行**規程** 第3号様式）の所定欄に次の事項を記入して提出する。

(1) 設置場所

排水設備を設置する場所の所在地を記入する。

(2) 申請者・使用者

排水設備を設置する者（申請者）の現住所及び氏名を**記入する**。法人等の場合、代表者氏名も**記入し押印する**。

排水設備を使用する者（使用者）の氏名を記入する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。

(3) 土地所有者・家屋所有者・排水設備の所有者

当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には同意を確認する。

(4) 指定工事店

指定工事店は住所・工事店名及び代表者名を記入し押印する。

(5) 責任技術者

当該工事を担当する責任技術者の氏名を**記入する**。

(6) 工事予定期間

当該工事の着工及び完成予定年月日を記入する。

(7) 位置図

(8) 設計条件及び設計図

2 確認項目

(1) 分岐箇所

汚水本管・取付管又は既設管の位置・管種及び口径の確認

(2) 配管

ア 管種・配管位置及び構造等の適否

イ 管径及び勾配の適否

ウ 管防護の適否

(3) 通気配管の適否

(4) ます及び掃除口等の設置位置の適否

(5) 器具及び材料の適否

(6) 阻集器及び除害施設の適否

3 工事の着手

排水設備工事は、次の項目後に工事着手すること。

(1) 排水設備等新設等計画確認申請の確認

4 工事変更等の取扱い

当初申請した工事の内容を変更する場合及び工事を中止する場合は次により行う。

(1) 工事変更をする場合

工事変更をする場合は、再度市長の確認を受けなければならない。

なお、変更することによって条件を満たさないと市長が判断したときは、その該当事由が解決され市長が認めるまで、当該工事を一時中止しなければならない。

第3節 指定工事店の自主検査

指定工事店は排水設備工事等の完成後、次の項目にしたがいチェックリストによる自主検査を行い、工事の適否を確認しなければならない。

1 検査項目

(1) 工法検査

設計書に基づき基準に適合した施工がなされていることを確認する。

(2) 機能検査

器具の作動状況及びトラップの封水等の確認をする。

(3) 材料検査

排水設備に適したものとして認められた規格品等であることを確認する。

第4節 工 事 検 査

排水設備の設置については、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するために関係法令等により技術上の基準が定められている。これらの基準に適合していない排水設備では、公共下水道としての目的を達成できないことになる。

したがって、本市においては、適正な工事の施工を図るため、指定工事店制度を設けている。すなわち、あらかじめ関係法令に定める基準により、適切な工事が施工できる知識及び技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより工事の適正化を確保しようとするものであって、指定工事店が施工する排水設備は、当然基準に適合するものであることが前提になっている。

したがって、本市が行う工事検査は、指定工事店の技術力と信頼度のチェックを主目的とするものであり、その内容も目的上必要な範囲の確認を行うことを定めるものである。

1 検査の立会い

排水設備の検査には、責任技術者が立ち会わなければならない。(条例第8条の4第2項第5号)

2 検査の種類

検査には、大別して中間検査と完成検査がある。

2.1 中間検査

中間検査には随時検査及び一部完成検査がある。

(1) 随時検査

随時検査は、工事の完了後確認をすることが困難とみられる箇所について工事**施工**中にあらかじめ行う検査であり、本市の基準に適合していることを確認する。

この検査は、指定工事店からの工事連絡表により管理者が随時行うことのできる検査である。

なお、検査は工法検査及び材料検査等について行う。

(2) 一部完成検査

工事の完了した一部に対して検査の申込みを受けたときなどは、部分的に検査をすることができる。この場合当該箇所は、工事完成検査から除外される。

2.2 完成検査

工事が完了し、工事完了届出書を受理したときは、提出された設計図の内容に基づき工事が適正に行われたか検査する。

3 検査方法

検査方法は、指定工事店より提出された設計図と照合しながら、検査内容にしたがって検査する。

4 検査内容

各検査項目の内容は次のとおりとする。

(1) 工法検査

排水設備の各部を設計図と照合しながら次の事項について確認する。

- ア 排水管の種類・布設延長及び埋設深度
- イ 排水管の管径及び勾配
- ウ 排水管の配管状況
- エ 排水管の接合
- オ 排水管の防護及び支持
- カ ます及び掃除口の口径及び設置状況
- キ 阻集器及び除害施設の設置状況
- ク トラップ及びトラップますの設置状況
- ケ 通気管の取出し・開口部及び配管状況
- コ 衛生器具の取付状況
- サ 排水槽の容量及び設置状況
- シ 雨水ますの設置状況
- ス 雨水管との誤接続

(2) 材料検査

排水管及び衛生器具等は、形式の照合及び表示マーク等により管理者が使用を認めているか否かを確認することにより行わなければならない。

(3) 機能検査

配管については可能な限り設計流量をもって排水し、系統の異常の有無を確認する。また、阻集器及び除害施設については、本市の構造の基準に適合するか否かを、各器具のトラップについては適正な封水深であるか否かを確認する。

5 現場検査の省略

排水設備工事等で市長が認めた工事（小規模改造等）については、現場検査を省略し、写真検査とすることができる。

6 検査結果

検査の結果、当該排水設備工事等を不完全と認めたときは、市長が定める期間内に補修し、改めて検査を受けなければならない。再検査は、現場検査・写真検査で行う。工事が不完全ということは、指定工事店としての技術上の信頼を欠くことになるとともに、市長が定める基準に違反する場合には、条例及び条例施行規程に基づいた措置がとられることになる。

7 留意事項

市長が工事検査を行うとき、所有者等の同意がなければ、他人の土地・家屋等に立入ることができないとされている。したがって、指定工事店は、あらかじめ所有者等にその旨を説明し、工事検査の実施に支障のないよう承諾を得る必要がある。特に新築工事の場合は、使用者が入居する前に工事検査を実施することが原則であるが、入居済みの留守宅を検査しなければならない場合は、指定工事店が、所有者等に宅内への立入りについて事前に承諾を受けなければならない。

第5節 市長と使用者との関係

1 排水設備の設置義務

公共下水道の供用が開始された場合は、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。(法第10条第1項)

これは公共下水道がいかに整備されても、各家庭ないし工場等の下水がその公共下水道に流入されず依然として地表に停滞し、又は在来の溝きよを流れていたのでは土地の浸水の防止及び清潔の保持は全く不可能なことであり、都市の健全な発展や公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するという目的を達成できない。このような観点から「利用の強制」の規定が設けられているのである。

(1) 排水設備の設置義務者

公共下水道の供用開始に伴い、排水設備を設置しなければならない場合、その設置すべき義務を負うものは次のとおり定められている。

ア 建築物の敷地である土地の場合は、当該建築物の所有者

イ 建築物の敷地でない土地の場合は、当該土地の所有者

ウ 道路(道路法で規定する道路)、その他公共施設(建築物を除く)の敷地である土地の場合は、その公共施設を管理すべき者

(2) 排水設備の維持管理義務及び義務者

排水設備が設置されても、これが損傷等によりその機能が十分に発揮できなければ法の目的を達することができない。したがって、排水設備の適正な保持を図るため、その維持管理の義務者を次のとおりと定めている。

ア 設置された排水設備の改築又は修繕は、その排水設備の設置義務者

イ 設置された排水設備の清掃その他の維持は、その土地の占有者

2 排水に関する受忍義務

法第10条において排水設備の設置の強制を規定しているため、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難な者に対しても設置させることができるよう、当該土地の所有者又は排水設備の所有者に受忍義務を課している。

(1) 排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。ただし、この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

「下水を流入させることが困難であるとき」とは、周辺を完全に他人の土地に囲まれているときはもとより、他人の土地を利用しないことにより著しく経済的に不利益となる場合等がこれに該当する。

- (2) 他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- (3) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、他人の土地に排水設備を設置することができる者又は法第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置・改築若しくは修繕又は維持をするため、やむを得ず必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- (4) 他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 水洗便所への改造義務

水洗便所の普及は、環境衛生上もっとも望ましいし尿の排除処理方法をとることによって、公衆衛生の向上を図るものである。法第 11 条の 3 において水洗便所への改造義務を規定している。

- (1) 処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内にその便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。
- (2) 市長は法第 11 条の 3 第 1 項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除去され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等、当該くみ取り便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りではない。

4 供用開始の公示等

市長は、法第 9 条の規定に基づき、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用開始の公示をしなければならない。

公示の内容は以下のとおりである。

- (1) 供用を開始すべき年月日
- (2) 下水を排除すべき区域
- (3) 国土交通省令で定める事項

5 排水設備の検査

市長は、法第 13 条の規定に基づき、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水の水質を法第 8 条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備・特定施設・除害施設その他の物件を検査させることができる。

したがって、使用者が正当な理由なくして検査を拒み、妨げ、又は拒否した場合は過料を科することとしている。

これは、公共下水道の機能等を保全し、かつ放流水を一定の基準に適合させることを目的としたものである。